

相続時精算課税制度

- 相続時精算課税制度は、高齢化の進展を背景に、高齢者の保有する資産を早い時期に次世代に移転し、その有効利用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に創設されました。
- 60歳以上の親又は祖父母から18歳以上の子又は孫へ贈与する場合に本制度を活用することができます（暦年課税との選択制）。

具体的な仕組み

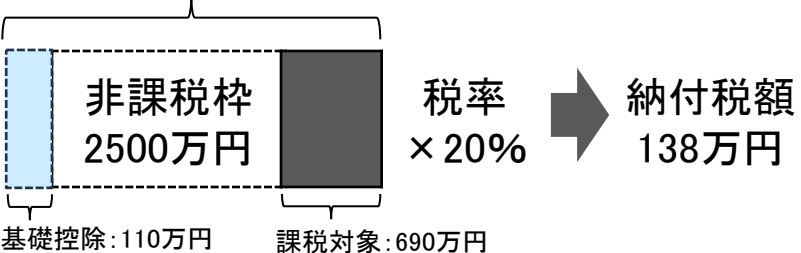
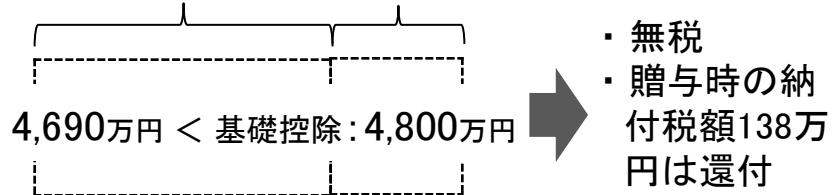
① 贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付

- ・ 贈与額2,500万円までは非課税
- ・ 2,500万円を超えた部分に一律20%課税

② 相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除

※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》 3,300万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）

【贈与時】		【相続時】	【合計納税額】
贈与額: 3,300万円		贈与額 3,190万円 相続額 1,500万円	
			0円
参考 暦年課税の場合 納付税額 1,180万円 (特例税率による産出額)		無税	1,180万円

(注) 精算課税制度を選択した場合、その特定贈与者からの贈与について暦年課税の基礎控除(毎年110万円)は適用できません。